



札幌市と創価大学及び創価女子短期大学との
学生U I ターン就職促進に関する協定書



札幌市（以下「甲」という。）と創価大学（以下「乙」という。）及び創価女子短期大学（以下「丙」という。）とは、札幌市内企業の人材確保及び学生の就職活動を支援するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲並びに乙及び丙が相互に連携・協力に努め、学生に対し札幌市内の企業情報等を提供するなど就職活動を支援することにより、札幌市出身者をはじめとする学生のUターン就職及びIターン就職の一層の促進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲並びに乙及び丙は、次の事項について連携・協力して実施する。

- （1）学生及び保護者に対する市内の企業情報、生活情報等の周知に関すること。
- （2）学生のU I ターン就職に係る情報交換及び実績把握に関すること。
- （3）学内で行なう合同企業説明会等、企業情報提供イベントの開催に関すること。
- （4）保護者向けの就職セミナーの開催に関すること。
- （5）学生のインターンシップ受入の支援に関すること。
- （6）その他学生のU I ターン就職促進に関すること。

2 第1条の目的を達成するため、乙及び丙は学生に対して甲が運営する「札幌U I ターン就職センター」の利用を促すものとする。

（協定の見直し等）

第3条 本協定を効果的に推進するため、甲並びに乙及び丙は必要に応じて協議を行うものとし、甲乙丙のいずれかから協定内容の変更を申し出たとき、又は、協定に定めのない事項等が生じたときは、その都度協議の上、定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲並びに乙及び丙は、この協定により知り得た企業情報及び学生の個人情報を他に漏らしてはならず、目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、当該企業または学生個人が情報提供を承諾している場合は、この限りではない。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了までに甲乙丙いずれからも特段の意思表示がない場合、本協定は更に1年間同一内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙の代表者がそれぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年10月24日

札幌市

甲 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市長

秋元克広

創価大学

乙 東京都八王子市丹木町1-236

創価大学長

馬場善久

創価女子短期大学

丙 東京都八王子市丹木町1-236

創価女子短期大学長

石川恵子